

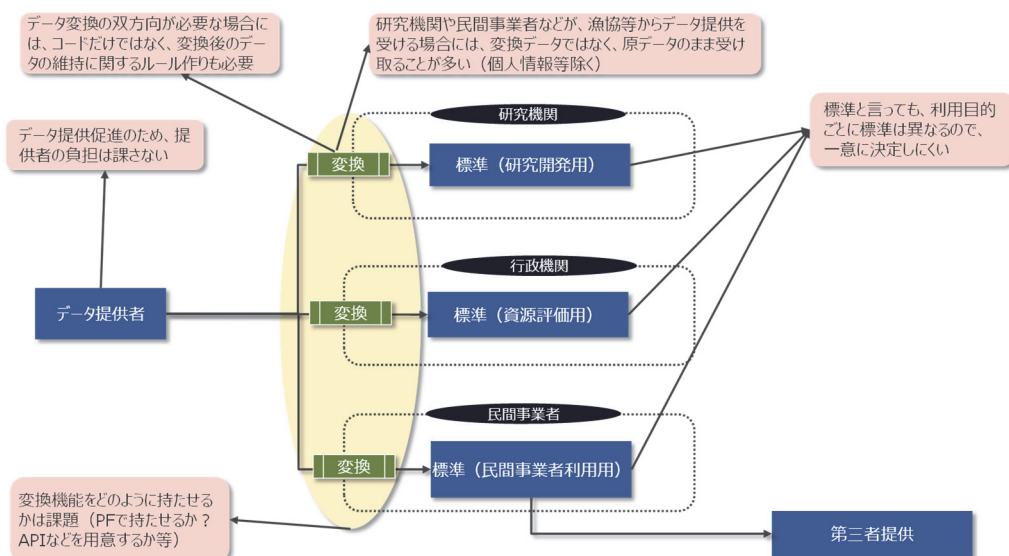


図 5-5 標準化コードを具体的に検討する際の課題

このような課題を踏まえて、標準化に関する検討を行うに際して、優先的に標準化コードの検討を行う方針について検討した結果を図 5-6 表 5-7 に示す。

大きな方針として以下の点が指摘された。

- ・標準化ニーズ等を勘案して、行政機関利用目的で利用する資源評価目的で標準化コードの検討を行い、そのうえで他の利用目的との差分等を検討する
- ・データの双方向性等に係るルールの検討は、具体的な双方向性や原データへの参照ニーズがある場面等を整理した上で、データの流通という観点も勘案して検討する。
- ・データの第三者提供などにおいて、取得における利用目的以外での利用に資する形でのルールづくり等を検討する

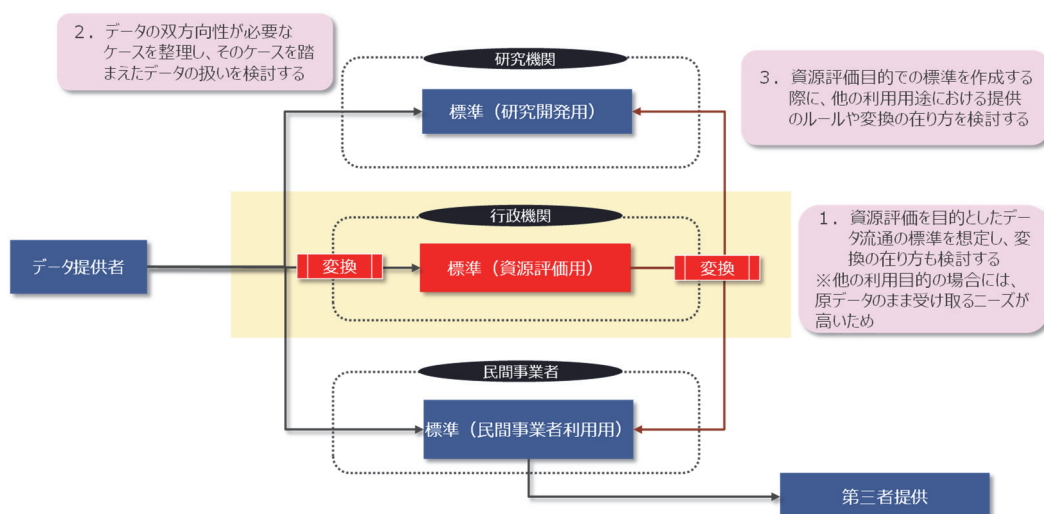


図 5-6 標準化コード検討の具体的な検討方針

表 5 - 7 標準化コード検討の具体的な検討方針の詳細

課題に対する今後の検討方針	検討方針詳細	備考
1. 資源評価を目的としたデータ流通の標準を想定し、変換の在り方も検討する	①本事業においては、まずは「資源評価目的で利用できる標準」を想定して、策定を進める（他の利用目的では、原データでの利用ニーズが高く、データ提供者から「標準化」されたデータの利用ニーズは、全国データを取扱う行政機関等における資源評価でのニーズが高いため ②ベースとしては TAC コードも用いる。また魚種コードや漁船情報などのコードは、他の標準等を用いる ③TAC コードにないものの、データの流通を鑑みて求められる項目等については、引き続き検討する	②外部の標準については、妥当なものを特定する ③例えば標準和名や銘柄コードの取扱い
2. データの双方向性が必要なケースを整理し、そのケースに踏まえたデータの扱いを検討する	①原データを標準化コードに変換し、提供した場合、提供先での加工情報を、提供元に戻すようなデータの双方向性が不能な場合が想定される（複数項目を 1 項目に変換する等） ②このような場合には、データ項目の持ち方として、変換の前後のデータを維持することで対応可能であるが、標準化したデータにおいて必ずこのような対応を行うことは、データ流通において負担が大きい ③例えば産地市場から行政機関へ提供されたデータについて、加工後、産地市場に提供されるケースの有無等、双方向性が発生する場面を確認・整理し、そのうえで場面に応じた提供ルールを策定する	③ルール自体は、一般的なものを策定しつつ、個別場面での留意事項等を示す。 将来的に PF に委ねる場合には、その機能等にも関わる。
3. 資源評価目的での標準を作成する際に、他の利用用途における提供のルールの在	①「資源評価目的の標準」を策定した場合、例えばこれを研究目的でも利用できることが、スマート水産業の観点では重要 ②異なる利用目的での利用に際しての、利用可能性や、これを促進するための提供に際してのルールについて、検討を行う。	③例えば公開においては、オープンデータに準じた加工を行う等

り方を検討する	③またデータの提供関係に応じたデータ管理ルール（相対（あいたい）的なデータ提供、特定グループ間での利用関係、公開等）についても検討する。	
---------	--	--

5.2.3 データ連携を行う環境を整備していく上で必要となる利用者の管理の方法

（ID 発行等）の検討

水産分野の情報連携をする際に、利用者をどのようにとらえるかが重要である。すなわち連携した情報によっては、公開になじまないものも含まれていることから、利用に関する制御や管理を行うことが重要であるためである。そのため、プラットフォームにおいて求められる利用者管理に関する論点を検討する必要がある。

標準化コードへのデータ変換に際しては、プラットフォームの活用も、想定すべき論点の一つとして挙げられる。その際、プラットフォームにおけるデータ利用者の管理の在り方についても検討する必要がある。今年度はデータの標準化自体についての検討を中心に進めたが、今後、これらについても検討が求められる。現在想定される論点等を表5-8に示す。

利用者の管理方法については、プラットフォームの機能などとも関係する。すなわち、システム的なサービスを提供しないレベルであれば、運用上のルールの遵守として、利用者管理をどのように行うかという議論に限定されるが、システム的な機能を提供する場合には、それぞれの機能に応じたセキュリティ等に関連する利用者管理の検討が求められる。

これらの観点を踏まえて、利用者管理の論点を今後検討する必要がある。

表5-8 プラットフォームの機能に応じた利用者管理の論点の例

プラットフォームの機能		利用者管理の論点
①データ交換に関するシステムは提供せず、データ連携に関する標準化や規約等のルール等のみ提供する		・参加者に対する API や運用ルール（ポリシー）の遵守・監査等
② ①で示した機能のほか、データ提供に係るシステム的な機能を提供する	(a) データ連携を行う際のネットワーク部分のみを提供する	・ネットワーク利用における接続管理方法 ・セキュリティレベル ・認証等における利用者管理レベル（団体単位、個別利用者単位等） ・利用状況管理 ・運営スキーム
	(b) データ連携を行うデータについて、標準的な仕様に基いて加工する機能を提供する	・①とほぼ同様 ※データ加工に対して課金が生じる場合にはその管理

	(c) データ連携を行うデータについて、一元的に集めてデータベース化し、これを提供する	・利用者管理の設定（団体か利用者個人か） ・利用権限設定（連携情報ごと、連携情報カテゴリ（個人データ、行政データ、オープンデータ等）ごと ・利用データ管理 ・セキュリティレベル ・利用状況管理 ・運営スキーム
--	---	---

5. 3 有識者協議会の設置・運営

5.3.1 有識者協議会の設置

有識者協議会は、主に 5. 2 で示す論点の検討を行うために設置する。協議会の構成員は以下のメンバーを想定する（表 5-9）。人数は 5～6 名程度を想定する。

また協議会各回の議題における必要に応じて、オブザーバの出席を要請する（表 5-10）。具体的には水産庁ご担当と協議の上、決定する。

表 5-9 有識者協議会において想定される構成員の概要

構成員の属性	人数	備考
主に水産分野におけるデータやノウハウなどに関する学識経験者	1-2 名	水産分野におけるデータ連携のあり方に関する知見を踏まえた議論を頂けることを想定
データ提供を行う主体(漁業者等)に関する業界団体	1-2 名	漁業者などデータ提供を行う主体から見た利害関係や留意点などの発言を頂き、議論頂くことを想定
水産分野におけるデータの利用を行う企業関係者・研究機関	1-2 名	データ連携により利用ニーズのある企業や研究機関において、提供に関する要望等の議論を頂くことを想定
法律専門職(弁護士等)	1-2 名	規約等における法的な助言やビジネス的な観点からの助言、規約作成支援などの観点から議論いただくことを想定

表 5-10 個別に出席をオブザーバとして要請する際の専門家の例

- ・プラットフォームのセキュリティなどに関する専門家
- ・水産データの連携事例に関する専門家
- ・他のプラットフォーム等における運営団体等

有識者協議会は、4～6回程度の開催を想定する（表5-11）。開催数等は水産庁ご担当と協議の上決定する。各回の検討内容については、開催数に応じて調整する。第1回および最終回については、それぞれ、

- ・第1回は協議会の進め方や協議会の議論の方向性等を中心に確認
- ・最終回は、規約やプラットフォームに関しての方向性などについてのとりまとめなどを議題とすることを想定する。

表5-11 現在想定する協議会各回の日程および主な議事内容

回	開催時期	主な議事内容
第1回	令和2年5月～6月※	・有識者協議会における開催要項 ・進め方、スケジュール等の確認 等
第2回～第5回(回数は協議の上決定)	令和2年7月～12月	・各論点の検討 ・規約等に関する議論 等
最終回	令和3年1月～2月	・最終とりまとめ 等

5.3.2 有識者協議会の運営

有識者協議会の運営を表5-12に示す。第1回のみ「PJ開始時」に示す業務が発生することを想定する。

表5-12 有識者協議会の運営の流れ・内容

実施時期		中分類	補足説明
協議会準備	PJ開始時	委員委嘱	委員候補の協議、委員への打診、委嘱・謝金支払のための手続き
	1か月～1か月半前	日程調整及び会場調整等	協議会開催に係る日程調整及び開催会場の調整
	2週間～3週間前	事務局資料作成	各協議会議題に関連するアジェンダ、当該テーマに関わる一般的な文献調査、ヒヤリング結果等の資料作成
	2週間～3週間前	委員への説明・発表等依頼	各回議題の討議内容につき事前説明(事務局資料持参)、委員への発表の依頼
	3週間前	各種連絡	開催時間・会場・アジェンダその他連絡
	2週間前	貴省意識合わせ	協議会の進め方、事務局資料、発表内容(想定)等につき意識合わせを行う
	1～2週間前	座長事前説明	協議会座長宛に、当日のアジェンダと想定される発表内容等につき事前レクを行う

	1～2週間前	協議会資料事前共有	協議会資料の事前共有
	1週間前	出席確認・席次その他調整	各回参加可否の確認
	事前セット（前日まで）、当日	会場設営・資料印刷配布	協議会議事次第、席次表、各回資料を印刷・配布する。名立て、飲み物を用意する。 座長への再確認を行う
協議会後事務	～1週間後	議事録作成・議事要旨作成	各協議会開催後、会議議事録（発言録）及び議事要旨を作成する
	～1週間	追加資料・議事録共有	事前送付できなかった資料及び議事録・議事要旨の共有
	～1か月	謝金・旅費支払	経路確認の上、謝金・旅費の支払処理の実施

5.3. 有識者協議会の開催運営等

5.3.1 「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」の開催運営等

(1)業務の概要

本業務では、「スマート水産業」の推進に向けて、2019 年度に開催された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」（有識者会議）における検討内容のとりまとめ²を踏まえ、水産業関係データの標準化や、データポリシーの在り方等の論点について、「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」（以下、「有識者協議会」）を設置し検討を実施した。

(2)水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の構成

有識者協議会は、に示す者から構成される（表 5 - 1 3）。

表 5 - 1 3 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会 委員

分類	氏名（敬称略）	所属・役職等
主査	宮下 和士	北海道大学 教授
構成員 （五十音順）	大友 俊一	株式会社 SJC 常務取締役
	小林 憲一	静岡県水産・海洋技術研究所 資源海洋科長
	寺澤 幸裕	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士
	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事

² 同とりまとめにおいては、スマート水産業を推進するにあたり、安心してデータを利活用することを可能とするためにデータポリシーの確立や、データを様々な場面で利活用するためのデータ標準化の必要性について言及されている。

オブザーバ	内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
	農林水産省 情報統括責任者（CIO）補佐官
	農林水産省 食料産業局 知的財産課
	水産庁 漁政部 加工流通課
	水産庁 増殖推進部 漁場資源課
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構
	一般社団法人 漁業情報サービスセンター
	日本事務器 株式会社
	公立大学法人 公立はこだて未来大学

(3)水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の開催概要

有識者協議会は、主に以下 3 点に係る検討を行うことを目的として、表 5-14 のとおり開催された。

- (1) スマート水産業において想定されるデータの連携及びそのためのルール等の検討
- (2) データ連携を行うためのデータ標準化の検討
- (3) その他、上記の検討に必要な対応に関する検討

なお、有識者会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全て web 会議形式（Zoom）により開催した。

表 5-14 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会 開催概要

回	開催日時（開催場所）	主な議事
第 1 回	令和 2 年 8 月 11 日（火） 14:00- 16:00 （Web 会議開催）	(1) 設置要綱の説明 (2) 本事業に関する説明 (3) 本協議会の進め方について ▪ 「データ利活用のためのルールの検討」 ▪ データ標準化 ▪ その他（全体）
第 2 回	令和 2 年 10 月 14 日（水） 14:00- 17:00 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) 水産業におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理 ▪ 検討事項の結果報告 ▪ 骨子案作成に向けた協議 (3) 標準化（案）作成に向けた検討 ▪ 検討状況報告

		▪ 具体化に向けた協議
第 3 回	令和 3 年 2 月 5 日（金） 14:00- 1 6:00 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) 水産業におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理 ▪ 水産分野におけるデータ利用の提供関係の整理 ▪ 骨子案の説明 (3) 標準化（案）作成に向けた検討 ▪ 標準化に際しての課題等
第 4 回	令和 3 年 3 月 17 日（水） 10:00- 1 2:00 （Web 会議開催）	※追って記載

(4)水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会における議論の概要
有識者協議会（第 1 回～第 4 回）において委員等から出された主なご意見、及び、それらを踏まえた対応方向について以下に示す。

①第 1 回有識者協議会

第 1 回有識者協議会では、「データ利活用のためのルールの検討」及びデータ標準化について議論を行った。このうち、前者（データ利活用）については、ルール策定の目的やスコープ、一次・二次利用、ノウハウの扱い等について（表 5-15）、後者（データ標準化）については、標準化の目的や個々のデータ項目、データ運用・メンテナンス等について（表 5-16）、それぞれ委員等からご意見をいただいた。

表 5-15 第 1 回有識者協議会 意見概要【データ利活用関係】

論点	主なご意見
ルール策定の目的とスコープに関するご意見	▪ <u>データの利用目的が資源目的か流通目的かによって変わるのではないか。</u>例えば、資源の場合、価格情報は不要であるが、流通の場合は必要になるし、サイズや規格なども変わる要素がある。そうした点のルール作りが重要視されるべきではないか。 ▪ データの利用目的に加え、<u>漁業者にどう還元するか</u>という論点もある。 ▪ 水産業の特徴として、<u>国がデータを収集していること、資源管理に資するデータについても集めていること</u>が挙げられる。特に評価、管理の観点で、漁業者のデータとして保護すべき点があれば、ガイドラインに記載が必要と考えている。

論点	主なご意見
	▪ <u>資源評価のためにデータを整理していく義務を持つ公的機関の方々もステークホルダーに相当するため、そうした方々が活用できるようなものである点も必要である。</u> ▪ <u>データの使途や漁業者のメリットについての整理が必要である。</u> ▪ <u>国や県レベルで取ったデータを解析して漁業者にフィードバックし、メリットを感じるのであれば提供へのハードルは高くないと考えられる。</u> ▪ <u>漁業者の持つノウハウを他と共有することのメリットが農業よりも少ない印象</u>があり、漁業者にデータ提供や利活用のメリットを示さなければうまくいかないのではないかと思う。 ▪ <u>次世代の漁業者の育成のためにデータを残す観点</u>も現在の漁業者に意識して取り組んでもらえるような仕組みになると良い。 ▪ <u>共用と個人利用、一次利用と二次利用とで切り分けてルールを作っていくという観点での整理がまず重要である。</u>
一次利用の問題（データ等の取得・管理における問題）に関するご意見	▪ <u>漁場は漁業者の秘密事項に関わるため、データを取るのであれば、データ公開に関するルール作りは必須。</u> ▪ GPS をつけない漁船があるのは、位置情報が漏れることにナーバスになっているためである。<u>GPS での追跡には個人を特定する観点が含まれるため、個人情報の取扱いに関する配慮が必要</u>である。 ▪ <u>イベント情報については、どの粒度でデータ化することを想定するのか、時空間的な粒度や精度を整理する必要がある</u>と思われる。
二次利用の問題（データの提供及びそれを受けた側の利用上の問題）に関するご意見	▪ <u>資源管理や海洋環境の把握など提供するデータがどう自らの生産や漁獲に結びついていくかの観点も必要</u>である。 ▪ 漁業法改正により漁獲成績報告書の提出が義務化された観点から、<u>公による利活用</u>がまず一点ある。その上で、もう一つの柱として、<u>成長産業化に向け、共用データを現場にフィードバックし、産業全体のバ</u>イの拡大に繋がるようなビジネスモデルを構築できると理想。 ▪ <u>海面養殖では、海面環境の情報が協調領域に相当</u>するため、二次利用により養殖とそれ以外の双方にプラスに働く可能性がある。 ▪ データを一般に提供する際に、<u>個人情報や秘匿してほしい情報のマスキングに関するスキーム</u>がはっきりしていれば、データ提供のハードルはそれほど高くないのではないか。

論点	主なご意見
ノウハウの扱い（知的財産の観点）に関するご意見	▪ <u>位置情報や漁場の情報については</u>、例えば、水温や潮流の情報と漁場の情報を組み合わせると、漁業者の暗黙知となるため、<u>知的財産に相当するものとしてのルール化が必要</u>である。 ▪ 養殖に関しては、海洋環境のデータであれば取っても影響は少ないが、<u>生け簀の大きさやその材料、網の材料、餌のやり方や配分比率などの情報については、農業同様に漁業者個人の情報が多く含まれている</u>。どのような情報をどう収集し、どう活用するのか整理していく必要がある。 ▪ <u>農業分野</u>でも、地域で農業の方法を守る問題や、新規就農者が入りやすくなるためのノウハウの整理などについて議論がなされている。漁業者の保護に関しても、保護すべき点のルーリングを明確にし、漁業者の認識との相違がないように目配せしたい。

表 5 - 1 6 第 1 回有識者協議会 意見概要【データ標準化関係】

論点	主なご意見
標準化の目的に関するご意見	▪ <u>漁業種類については漁業権の管理の観点からもコードの統一が必要</u>である。統一化しないとうまく連携ができない。 ▪ 漁船漁業においては、例えば、宮城県沖に宮崎船籍・鹿児島船籍の漁船が北上し、水揚げを行う状況なども想定されるが、「カツオ一本釣り」として水揚げ量のデータを取るのであれば、<u>漁船の情報も統一化が必要</u>。 ▪ <u>魚種、漁業種類、漁船管理については統一的な形でないと全国での管理が難しい</u>、とのご指摘についてはその通りと認識。 ▪ <u>基盤整備と標準化、翻訳機能の構築</u>が一番の論点であると思う。 ▪ 現在は資源管理などを目的として統計を取っており、魚市場や漁協はデータ活用の立場には立っていない。その中で、<u>変換をどこで行うのかの議論</u>をしなければ、<u>全て漁協・魚市場の現場でマスター化の作業をすることとなると非常に負担</u>になる。 ▪ <u>メリットを感じないことや、負担感に対してどう支援していくかの検討</u>が必要である。制度的に支援するのか、積極的に取り組むところに国や自治体が投資をして、結果的に生産性・利益が上がり、流通の安定化も図られる、という流れができる仕組みなどがあれば良い。

論点	主なご意見
標準化の対象となる個々のデータ項目に関するご意見	▪ 魚種名は、標準和名などもあり整理されてきていると思うが、<u>漁業種類は、統計上の区分と許可上の区分が違っており、もう少し整理が必要</u>である。 ▪ 魚種名は地方ごとに呼び方が異なっているため、サイズの整理がなければ、大きさの違いによらず全て同じ魚種名になってしまう。資源管理の観点から、<u>魚種名・サイズの標準化が必要</u>である。 ▪ 近隣の漁港で箱の規格が違ったり、同じ場所で同じ箱を使っているが、季節によって銘柄が若干違ったり、サイズが変わっても呼び名が変わらなかったりもする。こうした<u>相対的な変動についても、標準化によりタグ付けできるような仕組みが重要</u>である。 ▪ 漁協と近隣の魚市場とで、同じ規格のようでも中身のサイズが異なっていることがある。各々の特性があり、買いやすくするための文化の結果と言える。流通段階は現状のままとしても、<u>統計段階では「一箱何尾入り」の中身を共通化するロジックが必要</u>である。 ▪ 標準化のベースとして、<u>すでにある整理をベースとして、将来的に網羅することを考えて標準化を進められれば、様々な論点に対しても繋げていける。</u>
データの運用、メンテナンスに関するご意見	▪ <u>集まってきたデータが必要な人に必要な形で自動的に変換されるような形が将来的には必要</u>だろう。例えば、地域名で呼ばれた魚種が標準化され、消費者には方言名で戻ってくるような変換ができると良い。 ▪ 漁船の特定と標準魚種名・地方魚種名の変換については、そもそも<u>漁協の販売システムで漁船登録番号を持っているシステムが少ない</u>。 ▪ <u>地方魚種名は何万種類もあるため、最初に整理しておかないと後で混乱しかねない</u>。「まあじ」「まめあじ」などと呼ばれているものを最終的に標準和名である「まあじ」に変換されるようなメンテナンスが必要である。 ▪ <u>船の入れ替えと漁業者の名義変更について、漁協がやるのか管理者である県等が行うのか</u>を整理し、実施機能を付加しなければならない。 ▪ <u>データをアップして提供するタイミング</u>として、日次ベースなのか、週単位なのか、月次単位かについても統一化が必要である。資源管理における水揚げ量の把握の観点では、<u>水揚げがあった都度、日次業務の終了後にデータをアップするルールでの運用などが必要</u>である。

論点	主なご意見
	漁業者に関わる部分については標準化した上での運用が重要である。 即時性のある環境情報は時系列が重要であることなども含め、それらを整理して提供できるようなデータポリシーを策定したい。

②第2回有識者協議会

第2回有識者協議会では、まず、前回有識者協議会（第1回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った（表5-17、18）。

表5-17 第1回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用関係】

論点	第1回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
ルール策定の目的・スコープ	- データの利用目的を踏まえたルール作りが重要。 - ステークホルダー（データ収集主体である国、データを整理する公的機関、漁業者等）ごとの観点での検討が必要。 - データ提供のメリット・インセンティブを明示すべき。 - 共用と個人利用、一次利用と二次利用との切り分けが重要。	- ステークホルダーごとの立場から、データの利用目的、利用場面、利用データの内容等について整理し、ルール化してはどうか。 - 上記の整理に合わせて、例えば二次利用の具体例を示すなどして、データ提供のメリット・インセンティブについても言及してはどうか。
一次利用	- 収集するデータの内容及びその粒度・精度、データの取得頻度について整理が必要。 - 特に漁場データ等、個人情報・ノウハウに繋がる情報の取得に関して、データの公開や取扱いにおける配慮が必要。	- ステークホルダーの立場・利用目的等に応じて、収集データの詳細について整理すべきではないか。 - 個人情報・ノウハウに繋がるデータの扱いについて配慮した検討が必要ではないか。
二次利用	- 公による利活用と、②データの漁業への活用による成長産業化・ビジネスモデル構築の二本柱で考えてはどうか。 - 海面の環境に関する情報は、漁業と養殖の協調領域として、双方にプラスに働くのではないか。 - 個人情報や秘匿情報のマスキングに関するスキームがはっきりしていれば、	- ステークホルダーの立場も踏まえつつ、まずは①公の利活用と、②成長産業化に向けた漁業での利活用について検討してはどうか。 - データ提供のメリット・インセンティブに繋がるような二次利用の具体例を整理してはどうか。

	データ提供のハードルはそれほど高くないのでは。	➤ データの取扱いについて明確化が必要ではないか。
ノウハウの扱い	● 位置情報や漁場データ、養殖の生け簀・餌に関する情報等、組み合わせにより漁業者個人の暗黙知に繋がる情報については、知的財産に相当するものとしてのルール化が必要。 ● 農業分野でもノウハウの整理などについて議論がなされている。漁業者の保護に関しても、保護すべき点のルーリングを明確にしたい。	➤ 個人のノウハウに繋がるデータは知的財産に相当するものとしてルール化の検討をすべきではないか。 ➤ 農業分野等を先行事例として、漁業者の保護に関するルーリングの明確化を進めてはどうか。

表5-18 第1回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ標準化関係】

論点	第1回検討会での委員の主な発言	左記を踏まえた対応方向（案）
標準化の目的	● 漁業種類については漁業権の管理の観点から、漁船漁業においては漁船の情報も統一化が必要。 ● 基盤整備と標準化、翻訳機能の構築が一番の論点。 ● 全て漁協・魚市場の現場で作業をするとなると非常に負担。 ● メリットを感じないこと、負担感への支援の検討も必要。	➤ 標準化の目的（漁業権の管理、呼称の翻訳等）に応じて、統一化すべき事項（魚種、漁業種類、漁船管理等）を整理してはどうか。 ➤ 標準化のためのデータ変換等を行う主体について、現状に留意しつつ検討が必要ではないか。 ➤ 負担感への支援等も視野に入れるべきはないか。
個々のデータ項目	● 漁業種類は、統計上の区分と許可上の区分が違っており、もう少し整理が必要である。 ● 魚種名は地方ごとに呼び方が異なっているため、資源管理の観点から、魚種名・サイズの標準化が必要。 ● 統計段階では「一箱何尾入り」の中身を共通化するロジックが必要。 ● すでにある整理をベースとして、将来的に網羅することを考えて標準化を進められれば、様々な論点に対しても繋げていける。	➤ 漁業種類：統計上の区分と許可上の区分の差異への対応について検討が必要ではないか。 ➤ 魚種名：資源管理の観点から、魚種名とサイズの紐づけによる標準化が必要ではないか。 ➤ 上記に加え、その他に共通化すべき事項はあるか。 ➤ 将来的には網羅を目指しつつ、まずはFRESCO、TAC、魚介類の名称のガイドライン等、既存の整理を活用し検討を進めてはどうか。

データの運用、メンテナンス	● 集まってきたデータが必要な人に必要な形で自動的に変換されるような形が将来的には必要だろう。 ● 漁船登録番号を持っている漁協の販売システムが少ない。 ● 地方魚種名は最初に整理しておかないと後で混乱しかねない。 ● 船の入れ替えと漁業者の名義変更についても整理が必要。 ● データをアップして提供するタイミングについても統一化が必要。資源管理の観点では、水揚げがあった都度、日次業務の終了後にデータをアップするルールでの運用などが必要。 ● 漁業者に関わる部分については標準化が重要である。	➤ 漁業種類：統計上の区分と許可上の区分の差異への対応について検討が必要ではないか。 ➤ 魚種名：資源管理の観点から、魚種名とサイズの紐づけによる標準化が必要ではないか。 ➤ 上記に加え、その他に共通化すべき事項はあるか。 ➤ 将来的には網羅を目指しつつ、まずはFRESCO、TAC、魚介類の名称のガイドライン等、既存の整理を活用し検討を進めてはどうか。
---------------	--	--

続いて、第2回有識者協議会では、水産業におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理（検討事項の結果報告及び骨子案作成に向けた協議）、標準化（案）作成に向けた検討（検討状況報告及び具体化に向けた協議）を行った。このうち、前者（データ利活用）については、ルール策定において考慮すべき観点、水産分野の特質、一次・二次利用等について、後者（データ標準化）については、標準化の方向性やデータ項目、コードの維持管理等について、それぞれ委員等からご意見をいただいた（表5-19、20）。

表5-19 第2回有識者協議会 意見概要【データ利活用関係】

論点	主なご意見
ルール策定において考慮すべき観点に関するご意見	（概念整理の必要性） ▪ 「一次利用」「二次利用」に関する言葉の定義や関係性の整理が必要である。 ▪ 一次利用にもサービスに類似した部分があるなど、具体的な定義が難しいところがあるため、「一次利用」「二次利用」という用語ではなく「第三者に提供する場合」のようにアクションに重きを置いた整理にするのかなどについては、皆さんのご意見を頂きたい。 ▪ （データの提供主体） ▪ 現状のデータ流通としては、一次利用、二次利用の考え方の中に生産者と流通者、利用者が入っているので、誰が出したデータを誰に提供して

論点	主なご意見
	いるのか、データの種別ごとに追う必要があるのではないか。 - 提供主体に着目すべきというご指摘はその通りである。全体的にマッピングし、外れるもの等を整理したい。 (データの利用主体・利用方法) - データをどのように利用するかということを一つの論点として俯瞰的に整理することが重要だと思う。 - 研究者が個人情報を含むデータを使うこともあるので、ルール作りは必要である。 - 水産分野特有の課題として、研究者が自分の研究の一環としてサービスを無償提供している部分もあり、混同しやすい。研究目的とそれ以外の目的とで分け、議論の対象を整理すべきである。 (アクセス権) - 例えば、プラットフォームに対してデータのアクセス権を認めなければ一次利用、認めれば二次利用の場面が想定される、という整理になるのではないか。 - 経産省のデータ提供ガイドラインの事例として、AIを開発するベンダー甲が、A社とB社から集めたデータを合わせて教師用データを作成することを考えた場合、学習用データセットは甲とAとの関係の中で作成しているため、Aに対してBのデータを使う「共同受託者」のような形になるとすると、アクセス権だけの整理では足りないことになる。プラットフォームを使う場合とそうでない場合等も含めて整理していきたい。
水産分野における特質に関するご意見	「法的な権利の対象となるもの」と「事実上の利益」があり、それぞれの方向性に関する議論が必要である。特に、ガイドラインでは後者の保護に必要な留意点への言及が必要である。
一次利用の問題（データ等の取得・管理における問題）に関するご意見	- 一次利用は<u>ブイの情報を取得できる機材などを購入し、保有するブイから取得した情報を利用すること</u>と認識している。 - 一次利用については、基本的にデータを外部へ出すというよりは<u>保有者の中で使用することを想定</u>している。ただし、<u>システム開発ベンダーについては、委託関係等を前提としたデータの受領者</u>という立場で一次利用にも関係する。 - 一次利用の<u>データが発生する機器</u>（観測ブイ、魚探機、販売システム等）の<u>購入主体、データの収集主体</u>がポイントになる。 - 一次利用では、<u>漁協が保有するデータすべてを対象とするのであれば、データの使用方法・保管方法のルール等もあった方が良い。</u>

論点	主なご意見
	▪ (二次利用の前提として) まず一次利用の段階でどのように情報を出してもらうかが重要である。ガイドラインにおいて、<u>データ提供のメリット・インセンティブの整理が必要</u>ではないか。
二次利用の問題（データの提供及びそれを受けた側の利用上の問題）に関するご意見	▪ 二次利用は、<u>ブイの情報を取得できる機材を販売する業者が、取得した情報をサービス向上に利用したり、第三者にサービスとして情報提供したりすること</u>と認識している。 ▪ <u>提供された情報の取扱いについても検討が必要</u>である。その際、<u>提供元の利益を損なわないような視点</u>も必要と考える。 ▪ 事実上の利益については、なかなか情報提供していただけないと聞く。情報の出し方は一意に決まるものではないため、<u>JAFIC のデータベースからどのような形態であれば提供を受けられるのか等を伺いながらガイドラインで例示</u>していきたい。 ▪ <u>漁業協同組合</u>では、漁協または魚市場から購入したデータを、<u>漁業者には組合員サービスとして無償提供、流通事業者には月額有償</u>で提供している。 ▪ <u>農業分野</u>においては、データ契約の契約類型を3つ（「データ提供型」「データ創出型」「データ共用型」）に整理している。加えて、公的機関については、オープンデータ基本方針に加えて、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方」をガイドラインとして出している。

表5-20 第2回有識者協議会 意見概要【データ標準化関係】

論点	主なご意見
標準化の方向性に関するご意見	▪ <u>データ項目の拡張性を持たせつつ、使用するコードが違っていても、コード変換をかけることによって皆で使えるようにするという「弱い標準化」のコンセプトのもと、今年度はTAC関係のコードをたたき台として方向性を議論</u>してはどうかという提案と理解した。 ▪ 既存のFRESCOやTACなどと異なる<u>新たなコードに統一するのは非現実的であるため、何らかのコード変換・参照可能な体系が必要</u>である。 ▪ <u>農業分野のWAGRI等でも「弱い標準化」の考え方に基づき</u>、民間事業者・協同組合系・ベンチャーからの要望を受ける形で進めている。 ▪ ネットワーク事業に取り組むJAFICを含め、本協議会の委員等の<u>様々な関係者の立場から、ニーズや要望を取り入れていけば良い</u>のではないかと。 ▪ ルールの策定と運用は同じではない。技術的には対応可能と考えられるため、<u>現場で利活用してもらえ</u>ることを<u>優先</u>する方向性が良い。

論点	主なご意見
標準化の対象となるデータ項目に関するご意見	- 地方の生産市場や漁協の出力データを<u>変換するテーブル等の構築が、大変ではあるが必要</u>であろう。 - コードの標準化は必要であるが、<u>情報の利用には資源管理と経済状態の把握の二つの観点</u>があり、必要とされる情報の粒度が異なる。 <u>データの発生時点として、漁業者が目視した時点、検量の時点、価格がついた時点という三つの時点</u>がある。時間が経つにつれて付加情報が多くなっていくので、魚種・規格・漁業種類だけというように、段階的にどこを目的とした流れでデータを構築していくのが大事だと考える。
コードの維持管理に関するご意見	「弱い標準化」の考え方の中でも、<u>コードの維持管理・運用等の体制整備が必要</u>である。例えば、JAN コードの維持管理は流通システム開発センターが継続的に取り組んでいると聞いている。古いデータがうまく紐づかない等の問題に対応するコード管理の主体を作るべきだと考える。 <u>維持管理の主体（都道府県、漁協）についても検討すべき</u>。共通のデータ連携基盤に落とし込む際に、<u>地域ごとの銘柄の違いへの考慮が必要</u>。 <u>一般的なデータ利用の観点では、データ利用者が自発的にコード変換を行うことが多いと思われるが、公的な利用の場合はどうかという議論</u>がある。 <u>維持管理や更新作業が持続的に行われるという観点は重要</u>である。<u>水産分野は公的な部分とそうでない部分が混在しているので、管理運営の仕組み・位置づけが論点となる。</u> - ガイドラインに含めるかは要検討であるが、<u>ガイドラインに基づいて実装し、維持管理され、成長産業化が達成できる形を目指して進めていく必要</u>がある。

③第3回有識者協議会

第3回有識者協議会では、まず、前回有識者協議会（第2回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った（表5-21、22）。

表5-21 第2回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用関係】

論点	第2回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
ルール策定において考慮すべき観点	「一次利用」「二次利用」に関する言葉の定義や関係性の整理が必要。 - 一次利用にもサービスに類似した部分があるなどの定義の難しさを踏まえ、	➤「一次利用」「二次利用」の整理の妥当性も含めて、概念整理や範囲の明確化等を検討する。

	「第三者に提供する場合」のようにアクションに重きを置いた整理にした方がよいか。 ● データの提供主体・利用主体、利用目的・方法について俯瞰的に整理すべきではないか。	➤ データの提供主体・利用主体、利用目的・方法について俯瞰的な整理する。
水産分野における特質	● 「法的な権利の対象となるもの」と「事実上の利益」があり、特に、ガイドラインでは後者の保護に必要な留意点への言及が必要。	➤ 「法的な権利の対象となるもの」については、権利化のための留意点の整理を進める。 ➤ 「事実上の利益」については、利益保護のあり方や、利益阻害されないための留意点の整理を行う。
一次利用	● 一次利用のデータが発生する機器（観測ブイ、魚探機、販売システム等）の管理主体、データの収集主体の整理が必要となる。 ● 漁協が保有するデータすべてを対象とするのであれば、データの使用方法・保管方法のルール等もあった方が良い。 ● どのように情報を出してもらうかが重要。ガイドラインにおいて、データ提供のメリット・インセンティブの整理が必要。	➤ データの提供主体・利用主体、利用目的・方法について俯瞰的に整理が必要ではないか。（再掲） ➤ 一次利用の特殊性に応じた、データの範囲と取扱いに関するルール化を進める。 ➤ データ提供に関連してインセンティブに言及する。
二次利用	● 提供された情報の取扱いについても検討が必要。その際、提供元の利益を損なわないような視点も必要。	➤ 提供元の利益の観点も含め、提供された情報の取扱いについて整理する。

表 5 - 2 2 第 2 回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ標準化関係】

論点	第 2 回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
標準化の方向性	● 新たな統一コードを策定するのは非現実的。既存のコード体系を踏まえて検討するのがよいのではないか。 ● コード変換・参照可能な体系（弱い標準化）が必要である。	➤ ネットワーク事業に取り組む JAFIC の意見も踏まえ、弱い標準化の方向性として、まずは TAC コードを参考にしつつ、その過不足や考慮事項について検討整理を行う。

	● 本協議会の委員等の様々な関係者の立場から、ニーズや要望を取り入れていけば良いのではないか。 ● 現場で利活用してもらえらることを優先する方向性が良い。	➤ 現場で利活用されるスキームを検討する。
データ項目	● 生産市場や漁協の出力データは多様性が高い。テーブル変換の検討が必要。 ● 情報の利用には資源管理と経営等の把握の二つの観点があり、必要とされる情報の粒度が異なる。 ● データの発生時点の違いや、利用場面が生産から流通に進むにつれて情報が多くなる。そのため利用場面の段階に応じて、優先度をつけて構築する必要がある。 ● 共通のデータ連携基盤に落とし込む際に、地域ごとの銘柄の違いへの考慮が必要。	➤ データ変換の仕組みについては、地域差の変換の観点、利用目的に応じた粒度の観点、利用場面の段階に応じた観点を踏まえて検討する。
コードの維持管理	● コードの維持管理・運用等の体制整備が必要である。 ● 維持管理の主体のあり方についても検討すべき。 ● 維持管理や更新作業が持続的に行われるという観点は重要。水産分野は公的な部分とそうでない部分が混在しているので、管理運営の仕組み・位置づけが論点となる。 ● ガイドラインに基づいて実装し、維持管理され、成長産業化が達成できる形を目指して進めていく必要がある。	➤ 維持管理の実施主体をはじめとする仕組み・位置づけについて検討する。

続いて、第3回有識者協議会では、水産業におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理（水産分野におけるデータ利用の提供関係の整理及び骨子案の説明）、標準化（案）作成に向けた検討（標準化に際しての課題等）を行った。このうち、前者（データ利活用）については、水産分野におけるデータ利用の提供関係（第三者提供や利活用の対象となるデータの範囲等）や「水産分野におけるデータ利用に関するガイドラインの骨子案」について、

後者（データ標準化）については、標準化検討の進め方について、それぞれ委員等からご意見をいただいた（表5-23、24）。

表5-23 第3回有識者協議会 意見概要【データ利活用関係】

論点	主なご意見
水産分野におけるデータ利用の提供関係の整理に関するご意見	(第三者提供の例) ▪ 「<u>第三者提供等</u>」には、「<u>漁船の自港の漁業協同組合</u>」が含まれるのではないか。(例：①生牡蠣の出荷段階でのノロウイルスの検査結果を漁協が検査機関から受け取る場合、②他港の産地市場で水揚げをした際に、漁業者所属の漁協に仕切りのデータを精算データとして送る場合) ▪ 他港で水揚げするケースはよくある。所属漁協では、漁業者が資材などを掛けて購入し、漁業者の売上で相殺することがあり、仕切りデータが用いられる。 ▪ 所属漁協以外での水揚げは、仕切り伝票をすぐに所属漁協に送るところもあれば、数か月に1回まとめて対応する漁協もあるなど様々ようである。<u>他港での水揚げの実態を把握した上で、データ提供のフローチャートに反映させるべきである。</u> (利活用の対象となるデータの範囲) ▪ 全国共済水産業協同組合連合会（共水連）が実施する漁業共済保険など、漁業関連の経済事業まで含むとすると、組合管理における償還から水揚げ計画、貯金残高などの個人情報が多く含まれることになる。 ▪ 漁業者起点のデータ提供の中には金融分野のものも含まれているが、<u>漁業分野のデータ連携を円滑化するという目的に鑑み、策定するガイドラインの対象としては、金融分野は除くべきである。</u> (ガイドライン骨子案作成に向けた方向性) ▪ データ提供の流れについては、特に共同利用の部分が複雑であると理解した。大枠としては原案の通りとし、<u>ガイドラインではどのようなデータの流れが良いかを整理した上で、実際の利用において具体的にどのような契約内容が望ましいのかについては、ガイドラインの参考資料として付けられると良い。</u> ▪ 契約等に関してステークホルダー間で合意して進めていけるようなガイドラインが必要である。原案では漁業者起点から、法的な観点も含めて整理をされているため、このような方向性で骨子案の作成をしていきたい。

論点	主なご意見
	▪ 1次利用・2次利用等の整理については、基本的に問題ないとする。著作権の議論は、そもそも当初の利用目的と変わっているものが対象となるため、本来の目的とそれ以外の目的という整理で特に違和感はない。
「水産分野におけるデータ利用に関するガイドラインの骨子案」に関するご意見	(ガイドラインの利用促進に向けた工夫) ・非常に網羅的に記載されている。ガイドラインの利用促進の観点から、5つくらいの具体的なデータ提供パターンと各場面における実務上の留意点について、図やポイントを盛り込んだ資料があると、法律に詳しくない現場の方々にも理解しやすくなると思う。 ・利用されることは非常に重要である。ガイドラインを利用するためのガイドラインのようなものを付録として付けることで、理解の助けとなると良い。 (研究利用の観点) ・「漁業政策上用いられるデータの要請が大きい」という点について、研究利用の観点も具体的な事例を加えた方がよい。 ・大学や水試による研究面での第三者利用は、法律上許されることが多いと認識している。そのような利活用も加えて検討したい。 (データの質保証) ・データの証明について、骨子案の中ではどのように考えていくべきか。特に、トレーサビリティにおいては、現場ではデータの証明が求められる。 ・既存のガイドラインでは、データ流通の促進を重視しているため、出ushiの負担とならないよう、データの正しさについては保証しないとするのを原則としている。他方、JAS法など、特定の法律に基づく場合、正確性が要請される。提供のしやすさとデータの正確性はトレードオフの関係にあり、今回のガイドラインにおいて、信頼性確保の要請が大きい分野については、データの保証という観点として加えることも検討したい。 ・データを非保証としないと、生産現場に大きな負担になる。リスクがあるとデータを出さなくなってしまう懸念もある。データの活用に注力すべきである。 ・データを出してもらって利活用を促進する必要があることから、ガイドラインでは、データの保証に関する項目を設けることはせずに、契約の中で取り決めていく、とする形が良いのではないかと。仮にガイドラインに盛り込むとしたら、質保証に関連する技術の紹介程度と考える。

論点	主なご意見
	・本ガイドラインの骨子としては、データを安心して使ってもらえるような環境を構築することを目的としたものであることから、質保証に関する項目立てはせず、原案の通り進めることとしたい。

表5-24 第3回有識者協議会 意見概要【データ標準化関係】

論点	主なご意見
標準化検討の進め方に関するご意見	(検討の方向性) ▪ <u>まずはある目的での利用（例えば資源管理）に耐えるものを標準とし、これに他の利用目的での利用を想定した要求事項を盛り込んで検討していくという方向性で良い。</u> ▪ 全てを網羅しようとする数が増える一方、例えば魚の状態についても、全ての項目は埋まらないし、必要なわけでもない。データ利用について、<u>何を目的として、何に使うかは次のステップで工夫する必要があるのではないか。</u>どのようなデータベースを構築し、データを引いてくるかが次の課題と認識している。 ▪ 使いやすさの観点が大事である。標準化についても出来るところ・必要などところから取り組む方向で検討を進めていきたい。 (既存の取組との関係等) ▪ 研究者などが利用している Fresco のコードを基に、データ項目などについて議論が進められていた理解である。この中で、<u>漁船の許可等は都道府県ごとに情報を保有しているので、それらが連携できれば、フィールドは多くは必要ないと認識している。</u> ▪ 産地市場において水揚げされる銘柄は、同じ魚種であっても大きさによってさまざまであるが、それでは資源評価で使えないため、<u>産地市場の銘柄、各都道府県の魚種、標準和名とあった方が、データの相互変換が可能であることから融通が利く</u>のではないかな。 ▪ 魚種については、標準和名はあった方が良いが、大臣許可漁業で TAC システムを使っており、それを沿岸漁業に置き換えた際に、手間が大きいとやらなくなってしまう。<u>現在、市場で使われているものを、データベースで変換する方向性がよい</u>のではないかな。 ▪ 全ての項目のデータを取得するのではなく、項目を準備しておいて、沿岸漁業でも対応できるデータを入れていく方向としたい。

論点	主なご意見
	▪ <u>データ項目として用意しておいて、データをセットするかどうかはシステムでコントロールでき、後で必要なときにカスタマイズできる、という考え方で良い。</u> ▪ ネットワーク事業で構築しているシステムのデータ項目は、魚種と漁業種類の2つである。利用者は都道府県の試験研究機関、国・地方の行政機関である。魚種はFRESCOと水産物の標準コードを付けており、国内の多くの範囲をカバーできている。また、漁業種類はFRESCOと『日本漁具・漁法図説』に基づいてコード設計を行っている。『日本漁具・漁法図説』には約450の漁具が掲載されており、こちらも国内を網羅的にカバーできている。

④有識者協議会（第4回）

有識者協議会（第4回）では、まず、前回有識者協議会（第3回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った(表5-25、26)。

表5-25 第3回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用関係】

論点	第3回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
水産分野におけるデータ利用の提供関係の整理	● 「第三者提供等」には、「漁船の自港の漁業協同組合」が含まれるのではない。 ● 所属漁協以外の他港での水揚げが行われているため、実態を把握し、データ提供の流れに反映させるべきである。 ● 漁業者起点のデータ提供の中には金融分野も含まれるが、ガイドラインの対象からは除くべきである。 ● ガイドラインではどのようなデータの流れが良いかを整理した上で、実際の利用における望ましい契約内容については、参考資料として付けられると良い。	➤ 「第三者提供等」の例として「漁船の自港の漁業協同組合」を想定の中に加える。 ➤ 他港での水揚げの実態を把握し、水産分野の特徴の一つとして、データ提供の流れに反映させる。 ➤ ガイドラインの目的を踏まえ、金融分野は対象外とするなど整理を行う。 ➤ ガイドラインでは漁業者起点による基本的なデータ提供の流れについて整理することとし、具体的な利用については別途参考資料の形で整理する。
ガイドライン骨子案	● ガイドラインの利用促進の観点から、具体的なデータ提供パターンと各場面における実務上の留意点について、図	➤ データ提供の事例と各場面での留意点について、図やポイントを整理した分かりやすい資料を作成する。

	やポイントを盛り込んだ資料があると理解しやすい。 ● 「漁業政策上用いられるデータの要請が大きい」という点について、研究利用の観点も加えるべきである。 ● データの質保証については、非保障としないと生産現場に大きな負担になる。リスクがあるとデータを出さなくなってしまう懸念もある。 ● 安心してデータを活用できる環境整備の観点から、ガイドラインではデータの質保証に関する項目を設けることはせず、契約で取り決めることとしてはどうか。	➤ 研究利用の観点も追加する。 ➤ データの質保証については、データの利活用促進の観点から、ガイドラインにおいては項目を設けず、契約の中で対応する方向とする。
--	--	---

表5-26 第3回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ標準化関係】

論点	第3回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
検討の方向性	● まずはある目的での利用（例えば資源管理）に耐えるものを標準とし、これに他の利用目的での利用を想定した要求事項を盛り込んで検討していくという方向性で良い。 ● 全てを網羅しようとするとう数が増える一方、全ての項目は埋まらず、全て必要なわけでもない。目的に応じた利用については次のステップで工夫する必要があるのではないか。	➤ まずはある目的での利用（例えば資源管理）に耐えるものを標準し、出来るところから検討を進めていく。
既存の取組との関係等	● 漁船の許可等は都道府県ごとに情報を保有しているので、それらが連携できれば、フィールドは多くは必要ない。 ● 産地市場の銘柄、各都道府県の魚種、標準和名とあった方が、データの相互変換により融通が利くのではないか。	➤ 漁船の情報等、すでに情報を集める仕組みがあるものについては、それらと連携する方向性とする。 ➤ 魚種名については、産地市場の銘柄、各都道府県の魚種、標準和名をデータとしていづれも保持した上で、必要なデータを抽出・変換できる仕組みとしてはどうか。

	● 現在市場で使われているものを、データベースで変換する方向性がよいのではないか。 ● 全項目のデータを取得するのではなく、どの漁業種類でも対応できるように項目を準備しておき、入力するかどうかは必要に応じてコントロールできるようにする考え方で良い。	➤ 設定するデータ項目については、全て入力を必須とするのではなく、既存のものをベースに項目としては設けておいて、必要に応じて調整可能としてはどうか。
--	---	---

5. 4 事業成果

本年度の事業成果としては、本報告書の報告において示した内容のほか、水産分野におけるデータ利用のルールに関するガイドラインの骨子（別添）の策定が挙げられる。

5. 5 事業の波及効果と今後の取組

本年度の事業を踏まえて、次年度の実証等においては、基本的には本検討における方針や観点を踏まえた当事者間のルール等の取決めを円滑に進めることが期待される。

また本年度策定したガイドラインの骨子を踏まえて、次年度、具体的にガイドラインとして整理することが期待される。